

広島県告示第七百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年七月十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年七月二日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道奈良備中線	神石郡神石高原町小野字今井六二五二番一地从先から 神石郡神石高原町小野字今井六二五二番一地从先まで	令和八年七月二日